



平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会社名 池上通信機株式会社
代表者名 代表取締役社長 清森洋祐
(コード番号 6771 東証第1部)
問合せ先 常務取締役 鈴木玉生
(TEL. 03 - 5700 - 1113)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 9 日の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 73 回定時株主総会に、定款の一部変更案を付議することを決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

(1) 社外取締役および社外監査役が、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定に関する規定に基づき、定款第 29 条（社外取締役の責任限定契約）および定款第 38 条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設します。

なお、定款第 29 条（社外取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ています。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行います。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 27 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 27 日（金）

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="304 497 703 530" style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="225 593 738 627">第19条～第28条 <条文の記載省略></p> <p data-bbox="435 689 572 723" style="text-align: center;"><新 設></p> <p data-bbox="304 1070 703 1104" style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="225 1167 738 1200">第29条～第36条 <条文の記載省略></p> <p data-bbox="435 1263 572 1296" style="text-align: center;"><新 設></p> <p data-bbox="403 1644 604 1677" style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p data-bbox="225 1740 738 1774">第37条～第40条 <条文の記載省略></p>	<p data-bbox="887 497 1286 530" style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="807 593 1257 627">第19条～第28条 <現行どおり></p> <p data-bbox="807 689 1366 963">第29条 <u>(社外取締役の責任限定契約)</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、法令が定める額とする。</p> <p data-bbox="887 1070 1286 1104" style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="807 1167 1257 1200">第30条～第37条 <現行どおり></p> <p data-bbox="807 1263 1366 1536">第38条 <u>(社外監査役の責任限定契約)</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、法令が定める額とする。</p> <p data-bbox="983 1644 1184 1677" style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p data-bbox="807 1740 1257 1774">第39条～第42条 <現行どおり></p>